

産業厚生常任委員会資料

令和4年1月7日

産業振興部 農地整備課

ため池ハザードマップについて

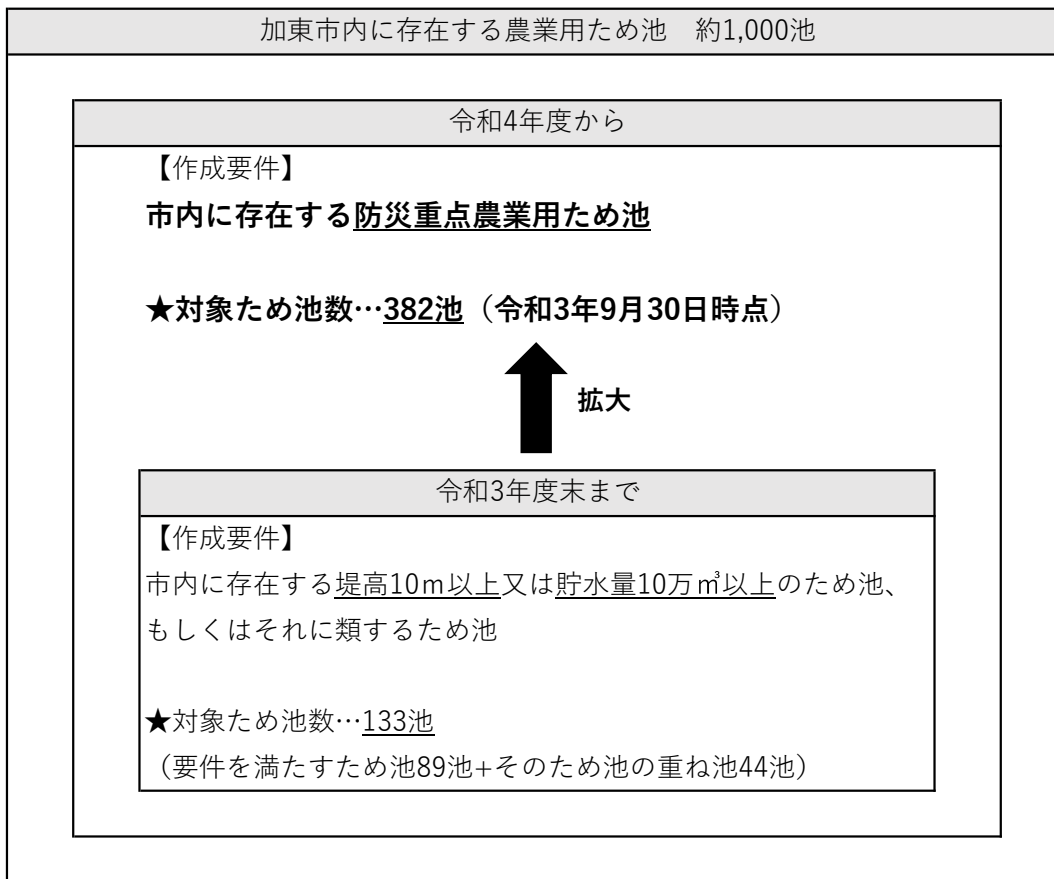
1. ため池ハザードマップ作成要件の変更について

ため池ハザードマップの作成に係る新たな指針が令和3年11月26日に兵庫県から示されました。

○令和3年度末まで…堤高10m以上又は貯水量10万m³以上のため池、もしくはそれに類するため池。

○令和4年度から……防災重点農業用ため池。

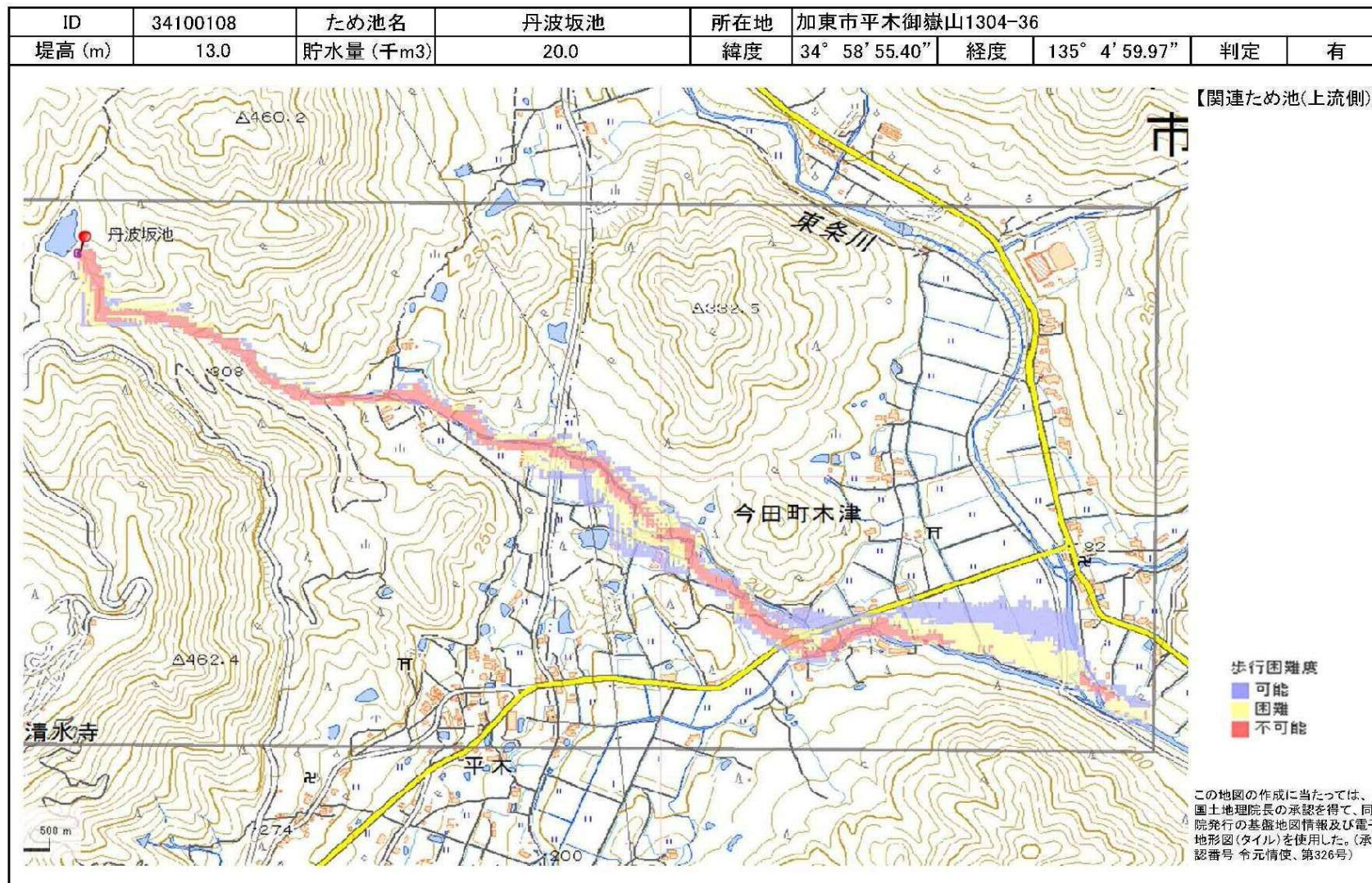
※防災重点農業用ため池とは、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池のこと。



2. 今後のスケジュール（予定）について

令和4年3月末	ため池ハザードマップ 133池 完成
令和4年度～ 令和12年度末	ため池ハザードマップ 残る249池 順次作成

浸水想定区域図



ため池ハザードマップ

